

# 第 231 回

神奈川県都市計画審議会

議事録

平成 29 年 1 月 24 日 (火)

神奈川県庁本庁舎 3 階 大会議場

## 議 事 経 過

### <開会>

#### 【岸井議長】

ただいまから、第 231 回神奈川県都市計画審議会を開会いたします。

初めに、本日の傍聴についてでございますが、傍聴人は4名でございます。本日は、傍聴の定員に余裕があるため、議事開始後の傍聴については、円滑な運営のため、入室に係る実務を事務局に任せたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

#### 【岸井議長】

それでは、そのようにさせていただきます。ただいまから傍聴人の方に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

### <傍聴人入場>

#### 【岸井議長】

議事に入ります前に、傍聴人の方へ傍聴いただく上での注意を申し上げます。事務局からお配りした注意事項をよくお読みいただき、お守りくださいますようお願い申し上げます。なお、これに反する行為があった場合には退場していただくことがありますので、御承知おきください。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。座間進委員及び福田大輔委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の案件の審議に入ります。本日御審議いただく案件は、お手元の「案件表」に記載のとおり、4件でございます。

まず、議第 4357 号議案「相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更」及び議第 4358 号議案「相模川流域下水道の変更」の2案件は、関連する案件でございますので、一括して幹事の説明を求めます。幹事、よろしくお願ひします。

#### 【相原幹事】

それでは、議第 4357 号「相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更」、議第 4358 号「相模川流域下水道の変更に係る平塚都市計画など 13 都市計画の下水道の変更」について御説明いたします。

これらの案件は、相模原市の相模湖都市計画区域と津久井都市計画区域の

統合に関連した案件でございますので、一括して御説明いたします。お手元の議案書、図面集ともに、1ページからとなりますが、スクリーンに従って説明をさせていただきます。

初めに、議第4357号「相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更」について御説明いたします。まず、初めに、今回の変更の概要を御説明いたします。位置関係でございますが、相模湖、津久井湖、相模川、鉄道につきましては、JR横浜線と橋本駅、JR相模線、小田急小田原線と相模大野駅、JR中央本線と藤野駅、相模湖駅、また、道路については、さがみ縦貫道路、中央自動車道でございます。さらに、施設としましては、厚木土木事務所津久井治水センター、相模原市役所でございます。

相模原市は、平成18年に、津久井町、相模湖町と合併、平成19年には、城山町、藤野町と合併し、現在の市域を形成しており、市内には、それまでに指定していた「相模原都市計画区域」、「相模湖都市計画区域」と「津久井都市計画区域」の3つの都市計画区域が存在している状況となっております。

都市計画法第5条第1項の規定では、「県は、市の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する」とされており、「都市計画運用指針」では、「近年、市町村合併が進み、合併後の行政区域が、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するにふさわしい圏域に必ずしも合致していない場合が見られる。市町村の行政区域のみにとらわれることなく、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するために適切な広がりとなるよう、県が広域的観点から適宜必要な再編を行うことが望ましい」とされております。そのため、相模原市内の3つの都市計画区域の再編について検討を行いました。

その結果、相模原都市計画区域については、これまでどおり存続し、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域については、1つに統合することで、計2つの都市計画区域により、相模原市を総合的に整備、開発及び保全を図っていくことが適当であると考えています。本案件は、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の統合についてお諮りするものでございますので、必要な手続や検討の経緯等について、順を追って御説明いたします。

それでは、都市計画区域を変更する場合の手続について、御説明いたします。本案件は、既に指定されている「2つの都市計画区域」を、「1つの都市計画区域」へ統合しようとするものですが、この場合は、都市計画区域の「指定」ではなく、「変更」として扱うこととなります。都市計画区域については、都市計画法第5条第3項の規定により、「県は、都市計画区域を指定しようとするときは、県都市計画審議会の意見を聴く」とこととされ、同条第6項の規定では、この規定は、「変更について準用する」とこととされております。

次に、県内の都市計画区域の指定状況について、御説明いたします。スクリーンは、本県の全域を示しております。黄色が、1つの自治体に1つの都市計画区域を定めている箇所、青色が、2つの自治体で1つの都市計画区域を定めている箇所でございます。本県では、1つの自治体に対して、それぞれ1つの都市計画区域を定めている場合が多いものの、相模原市では、市町村合併の経緯から、1つの自治体で複数の都市計画区域を定めております。

相模原市における都市計画区域の指定の経緯になります。旧相模原市と旧城山町の全域で構成される相模原都市計画区域については、戦前、旧相模原市において軍施設の転入等への対応を目的とした土地区画整理事業を行うため、昭和13年に指定したのが始まりで、その後、昭和42年からは、旧城山町全域を含めて、指定しております。

次に、旧相模湖町の全域と旧藤野町の区域の一部で構成される相模湖都市計画区域については、火災により焼失した、相模湖駅前前の区域の復興を目的とした土地区画整理事業を行うため、また相模湖周辺を観光保養として一体的にとらえるため、昭和23年より指定しております。

最後に、旧津久井町の区域の一部で構成される津久井都市計画区域については、当時の津久井町における都市化に対応するため、自然公園の指定がなされている区域を除いた区域を、昭和51年より指定しております。このように、相模原市内の3つの都市計画区域は、それぞれ異なった背景と経緯により指定を行っております。

ここで、都市計画区域の再編に係る考え方について、御説明いたします。「都市計画運用指針」では、「市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、合併前の各市町村の区域をめぐる社会的、経済的状况等地域的特性に相当な差異がある。地理的条件等により一体の都市として整備することが困難であること等により、同一の都市計画区域に含めることがふさわしくない場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域に含めて指定することも考えられる」とされております。

そのため、相模原市内の都市計画区域の「地域的特性」、「地理的条件」等を整理しましたので、御説明いたします。スクリーンには、平成25年に撮影した相模原市全域の航空写真をお示ししております。スクリーンの右側、相模原都市計画区域内は、開発が進み、人口や都市機能が集積している、いわゆる都市部と言えることがわかります。一方、スクリーンの左側、相模湖都市計画区域、津久井都市計画区域内は、いわゆる中山間部に当たります。

相模原都市計画区域においては、地域的特性として、人口は増加傾向にあり、都市的土地利用は、約7割あります。また、地理的条件としては、都市部であり、平坦な地形に都市機能が集積しております。

相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域においては、「地域的特性」として、人口は減少傾向にあり、自然的土地利用は、相模湖都市計画区域が約

9割、津久井都市計画区域が約8割あります。また、「地理的条件」としては、中山間部であり、急峻な地形に挟まれた河川沿いの丘陵地等に市街地が限定されて形成され、自然公園地域等が広範囲に指定され、水源地として良好な資源環境が保全されております。

このように、現況特性を比較した結果、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域は、似通った特性を有し、相模原都市計画区域とは、対照的な特性を有していることが伺えます。

こうした状況も踏まえ、相模原市では、現在、見直しの手続を進めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、都市部、中山間部それぞれの「まちづくりの方向性」を位置付けております。人口や都市機能が集積している東側の都市部では、居住人口の増加又は維持、及び居住エリアを適正に配置し、生活に必要な機能、サービスを充実させ、都市づくりの拠点への適正な都市機能誘導と、集客・交流を拡大させていくこととしております。

一方、人口減少や高齢化が進んでいる西側の中山間部では、高齢者などが住みなれた地域で、安心して暮らせる環境や基盤を作り、地域の豊かな資源を活用した地域産業を活性化させ、自然、文化や公益的機能を次世代へ継承させていくこととしております。

続いて、各都市計画区域における区域区分の状況ですが、相模原都市計画区域は、近郊整備地帯を含んでいるため、都市計画法の規定により、区域区分を行う必要があります。一方、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域は、近郊整備地帯を含んでいないため、区域区分の要否を市が判断することとなります。そこで、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域における区域区分の要否の判断について御説明いたします。

区域区分の要否については、スクリーンにお示しする3つの観点より、判断しております。「①市街地の拡大の可能性」については、「人口・産業規模は、既に減少傾向にあり、今後の大きな増加は見込まれないため、市街地周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低い」。「②良好な環境を有する市街地の形成」については、「地形的制約等から既存の市街地は一定の範囲に限定されており、公共施設も比較的整備されていることから、区域区分により都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低い」。「③緑地等自然的環境の整備又は保全への影響」については、「市街地周辺部は、地形的に開発が困難な場合が多く、自然環境保全地域の指定等による保全策もとられており、区域区分による積極的な保全の必要性は低い」としております。以上のことから、市では、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域では、区域区分を定めないこととしております。

なお、相模原市長は、市の都市計画審議会から、非線引き都市計画区域の相模湖・津久井都市計画区域を1つに再編するのが適当という旨の答申を、

平成 27 年 6 月に受けております。これらのことから、相模原市としても、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域については、非線引き都市計画区域として 1 つに統合することが望ましいと考えております。

このような事項から、総合的に判断しまして、相模原市内の都市計画区域については、冒頭で説明したとおり、都市部である相模原都市計画区域については、これまでどおり、線引き都市計画区域として残しつつ、中山間部である相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域については、非線引き都市計画区域のまま、相模湖津久井都市計画区域として 1 つに統合することで、計 2 つの都市計画区域により、相模原市を総合的に整備、開発及び保全していくことが適当であると考えられます。

以上、今回の変更について、取りまとめますと、名称については、現在の相模湖都市計画と津久井都市計画を統合して、相模湖津久井都市計画とし、面積については、従前の面積を足し合わせた 1 万 677 ヘクタールとします。

なお、議第 4357 号「相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更」に係る案の縦覧及び意見書の受付については、法令上の定めがないことから行っておりません。また、相模原市が決定する関連案件は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」など、13 案件ございまして、平成 29 年 1 月 19 日開催の相模原市都市計画審議会でも可決の答申がなされております。

続きまして、議第 4358 号「相模川流域下水道の変更」に係る平塚都市計画など 13 都市計画の下水道の変更について御説明いたします。

スクリーンには、相模川流域下水道の全体図を、お示ししております。相模川流域下水道は、相模川流域の市町からの下水を集約し、終末処理場で一括して処理するものであり、現在、県が相模原市や平塚市など、12 市町で事業を実施しているものでございます。これら 12 市町では、それぞれ市町決定の都市計画として、流域下水道に接続する合計 16 の公共下水道を定めており、おおむねの位置を薄い緑色でお示ししている排水区域や下水道管渠の位置などを定めております。

一方、県決定となる相模川流域下水道については、排水区域として、各市町が定めている公共下水道を接続する下水道に定めているほか、茶色の線でお示しする下水道管渠や黄色い四角の T でお示しする 2 か所の終末処理場、黄色い丸 P でお示しするポンプ場の位置等を定めております。

それでは、相模原市の部分を拡大いたします。相模原市における、おおむねの排水区域を薄い緑色でお示ししております。相模原市には、現在 3 つの都市計画区域に対し、流域下水道に接続する公共下水道が市町合併する前の自治体ごとに 1 つずつ、合計 5 つございます。具体には、相模原都市計画における旧相模原市域内の「第 1 号公共下水道」、旧城山町域内の「第 21 号城山公共下水道」、相模湖都市計画における旧相模湖町域内の「第 1 号相模湖公共下水道」、旧藤野町域内の「第 10 号藤野公共下水道」、津久井都市計画にお

ける旧津久井町域内の「第1号津久井公共下水道」です。これらの排水区域からの下水が茶でお示ししている相模川流域下水道の左岸幹線に接続し、茅ヶ崎市にある終末処理場で処理をしております。

今回、相模原市では、2つの非線引き都市計画区域を1つの都市計画区域へ統合することに合わせて、市決定案件として、相模原都市計画区域内にある2つの公共下水道を「相模原都市計画第1号公共下水道」に、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域内にある3つの公共下水道を「相模湖津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水道」に、それぞれ再編することとなりました。相模原市が決定するこれらの変更内容は、「相模川流域別下水道整備総合計画」と整合が図られております。本案件は、相模原市が決定する変更に合わせて、流域下水道に係る「都市計画の名称」及び「排水区域」として定めている「接続する下水道」等を変更するものです。

変更内容について取りまとめますと、都市計画の名称については、相模原市内の都市計画区域の統合などに伴い、名称の変更を行います。また、排水区域として定めている接続する下水道については、相模原市が決定する公共下水道の変更に伴い、相模原都市計画区域内の公共下水道を相模原都市計画第1号公共下水道に、相模湖津久井都市計画区域内の公共下水道を相模湖・津久井都市計画第1号相模湖津久井公共下水道にそれぞれ名称を変更します。なお、流域下水道の管渠の位置を示す起終点の位置等の一部の表記についても、最新の住居表示等に合わせて変更いたします。

議第4358号「相模川流域下水道の変更に係る平塚都市計画など13都市計画の下水道の変更」については、変更に関係する、県及び相模原市において、平成28年12月2日から16日まで案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。なお、相模原市からは、今回の変更内容について、他の11の流域関連市町から特段の意見はなかったと聞いております。また、相模原市が決定する関連案件は、2つの都市計画区域における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」など4案件ございまして、平成29年1月19日開催の相模原市都市計画審議会で可決の答申がなされております。

以上で議第4357号及び議第4358号の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

#### 【岸井議長】

ただいま幹事から議第4357号議案及び議第4358号議案の御説明がございました。何か御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

特に御発言はございませんか。御発言が出ないようでありますと、採決に

入りたいと思います。それでは、議第 4357 号議案及び議第 4358 号議案を原案どおり可決してよろしいでしょうか。

### （「異議なし」の声あり）

#### 【岸井議長】

ありがとうございます。それでは、議第 4357 号議案及び議第 4358 号議案は、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議第 4359 号議案は、建築基準法の規定により特定行政庁である平塚市が当審議会の議を経るために付議されたものでございます。それでは、平塚市から説明をお願いいたします。

#### 【渡邊課長】

平塚市まちづくり政策部建築指導課長の渡邊でございます。よろしくお願いたします。それでは、議第 4359 号「平塚市における建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定」について、御説明いたします。お手元の議案書は、27、28 ページ、図面集は 3、4 ページとなっておりますが、スクリーンに沿って御説明させていただきます。

最初に、I の本案件に関係する「法令上の位置づけ」について、御説明いたします。まず、「今回の計画の概要」についてです。本計画施設は、工業専用地域内に立地する既存の産業廃棄物処理施設であり、廃プラスチック類、木くず、がれき類などの廃棄物を搬入、破碎する中間処理施設です。

今回の計画は、機械の改造により、既存施設の処理能力が向上するもので、廃プラスチックの破碎にかかる 1 日当たりの処理能力が 4.88 トンから 13.49 トンとなる計画です。なお、敷地内の建築行為はございません。

続きまして、本案件に関連する法律の概要について、御説明いたします。建築基準法第 51 条によると、「都市計画区域内においては、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁である平塚市が、県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内においては、この限りでない」とされております。

まず、法第 51 条本文の対象となる、「その他政令で定める位置の制限を受ける処理施設」については、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める「産業廃棄物の処理施設」が対象となります。また、ただし書の規定による政令で定める適用除外となる規模については、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 で、制限を受けない範囲が定められています。

それでは、今回の計画に係るそれらの該当状況について御説明いたします。「建築基準法第 51 条の規定により位置の制限を受ける処理施設」について、「政令で定める制限の対象となる処理施設」として廃棄物処理法施行令第 7 条第 7 号では、廃プラスチックの破砕施設について、処理能力が 1 日当たり 5 トンを超える施設が、産業廃棄物処理施設として位置付けられており、今回の計画施設の処理能力は、1 日当たり 13.49 トンと、これを上回りますので、産業廃棄物処理施設に該当することとなります。

次に、「政令で定める規模」について、工業専用地域内に立地する廃プラスチック類の破砕施設については、その処理能力が 1 日当たり 6 トンを超える施設が、位置の制限を受ける対象となり、本施設の処理能力は、1 日当たり 13.49 トンと、この規制値を上回ります。このため、本施設は、建築基準法第 51 条に基づく位置の制限を受ける処理施設に該当することとなりますが、都市計画において、敷地の位置を決定しておりません。そこで、今回、同条ただし書の規定に基づく許可を行うため、本審議会にお諮りするものです。

続きまして、Ⅱの「計画内容」について御説明いたします。ここでは、都市計画上支障がない計画となっていることの御説明をいたします。「位置図、敷地面積、申請者など」から順に御説明いたします。まずは本案件の位置について御説明いたします。計画地のある平塚市は、桃色で着色の箇所がございます。赤い枠の区域を拡大いたします。位置関係でございますが、計画施設がある平塚市、近隣の市町として伊勢原市、寒川町、茅ヶ崎市、平塚市の東側を流れる相模川、鉄道としては、JR 東海道新幹線、JR 東海道線と平塚駅、主要な道路として国道 1 号、国道 129 号、3・5・14 号馬入 1 号線、3・5・9 号後谷八幡裏線、公共施設として平塚市役所がございます。そして平塚市役所の東側、赤色でお示しする箇所が、今回お諮りする計画施設の位置でございます。

赤い点線で囲まれた区域を拡大します。改めて位置関係でございます。平塚市の東側を流れる相模川、主要な道路として国道 1 号、国道 129 号、馬入 1 号線、後谷八幡裏線、市道中堂 5 号線、市道中堂 4 号線でございます。赤色でお示しする箇所が、今回お諮りする計画施設の位置でございます。計画地は工業専用地域内に位置しており、建ぺい率 60%、容積率 200%でございます。敷地面積は 2536.86 平方メートル、申請者は有限会社青木商店、代表取締役青木幸男でございます。

次に、本案件の「配置計画」について御説明いたします。上が北となっております。今回の計画に伴い、新築する建築物はございません。既存建築物は、鉄骨造 2 階建ての事務所棟 1 棟、鉄骨造平家建ての工場棟 1 棟、鉄骨造平家建てのコンテナボックス置き場棟 1 棟、鉄骨造平屋建ての一般廃保管棟 1 棟、合わせて 4 棟でございます。建築面積は、建物全体で 1319.11 平方メートル、延床面積は、建物全体で 1365.57 平方メートルになります。事務所

は、敷地北西側の出入口付近に位置し、廃棄物等の搬入・搬出を管理します。

次に、「緑化計画」について御説明いたします。産業廃棄物処理施設の緑化率については、「神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針」において、15%以上の緑地を確保することとされています。本計画地におきましては、516.92平方メートルの植栽を施し、約20%の緑地が確保される計画でございます。

次に、「排水処理計画」について御説明いたします。敷地に降った雨水は、U字溝などで集水し、道路側溝に排水します。また、汚水については、油水分離槽を通り、公共下水道に排水します。

次に、「処理工程」について御説明いたします。廃プラスチック類を搬入する車両は、敷地北西側の計量台で計量を行い、工場棟内で荷おろし、保管場所で保管します。車両については、その後、再び計量を行い、場外へ出ます。

続いて、処理工程を御説明いたします。受け入れた廃プラスチック類は、重機にて、破砕機に投入いたします。破砕機で破砕された廃プラスチック類は、破砕処理後、磁選機により金属を分別し、保管場所に保管されます。その後、処理後の廃棄物を排出する際には、車両の計量を行い、積込み場所で廃棄物を積み込み、再び計量し、場外へ排出します。

続きまして、Ⅲの「生活環境影響調査」について御説明いたします。本案件は、廃棄物処理法に基づく許可の手續を並行して進めており、その手續の中で神奈川県の「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱」等に基づいて、「生活環境影響調査」を行っており、その結果が報告されておりますので、概要を御説明いたします。調査方法については、各種調査項目について、施設の稼働や廃棄物の運搬が定常的な状態で予測を行い、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」等の規制基準との比較を行っております。なお、対象施設稼働時間は8時から17時です。

調査項目については、湘南地域県政総合センターと事業者が調整をした結果、「施設の稼働」による影響として「騒音」「振動」そして大気汚染のうち、「粉塵」について、「廃棄物運搬車両の走行」による影響として「騒音」「振動」そして「大気汚染」のうち「二酸化窒素」と、「その他必要項目」として「浮遊粒子状物質」を実施しております。なお、施設からの悪臭の漏洩については、今回の計画において取り扱う廃棄物からは悪臭が発生しないため、また、施設排水の排出による水質汚濁については、今回の計画内容が公共用水域への降水のみであるため、調査を実施しておりません。

まず、初めに、施設の稼働による影響の①騒音について御説明いたします。騒音の予測位置については、調査対象地域内で一番影響の大きい敷地境界線上のA、B、C、Dの4点において設定し、予測を行っております。現況測定の結果に、機械の改造による振動の増加分を加算した予測値は、交通騒音などが主発生源となったA地点における73デシベルが最大となり、保全目標値の75デシベルを下回る結果となっており、支障なしと判断しております。

続いて②振動について御説明します。振動については、現況測定の結果に、機械の改造による振動の増加分を加算した予測値は、対象施設発生源等から最も近いC点における55デシベルが最大となり、保全目標値の65デシベルを下回る結果となっており、支障なしと判断しております。

続いて、③大気汚染に対して御説明します。大気汚染の粉塵については、現況測定の結果、浮遊粒子物質は不検出でした。また、浮遊粒子物質の発生、飛散の対策として、破碎作業を建屋内で行うことや、必要に応じて散水することなど、抑制措置を講じることから、周辺環境への影響は少ないと考えられます。

以上のことから、環境基準で定める規制値を下回ると予測されており、支障なしと判断しております。

続いて、廃棄物運搬車両の走行による影響について、④搬入ルートから御説明します。施設に搬入を行う際の計画地周辺におけるルートは国道1号から国道129号、馬入1号線、後谷八幡裏線及び市道中堂5号線を通して搬入します。

続いて、⑤搬出ルートについて御説明します。搬出についても、搬入と同様に、市道中堂5号線及び後谷八幡裏線、馬入1号線、国道129号から国道1号を通して搬出いたします。

次に、計画施設による交通量への影響についてです。処理能力増加に伴う搬出車両台数は、1日当たり約5台の増加を想定しています。これは、市道中堂5号線の現況交通量に占める割合からすると、約0.2%となります。今回の計画による周辺道路に対する影響は少ないものと、判断しております。

最後に、廃棄物の運搬車両の走行による騒音、振動、大気汚染の調査結果についてです。まず、騒音の項目につきましては、保全目標値の75デシベルに対して71デシベルとなっております。振動につきましては、保全目標値の70デシベルに対して41デシベルとなっております。大気汚染につきましては、二酸化窒素の予測値は保全目標値の0.04ピーピーエム以下に対して、0.017ピーピーエム、浮遊粒子状物質は、保全目標値の0.1ミリグラムパー立法メートル以下に対し、0.022ミリグラムパー立法メートルとなっております。よって、騒音、振動、大気汚染ともに予測値は、保全目標値を下回る結果となっており、支障なしと判断しております。

最後に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る手続について、御説明いたします。神奈川県「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱」に基づき、事業者は湘南地域県政総合センターへ「事業予定計画書」を提出、また、廃棄物処理法に基づき「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」を提出しております。当センターからは、許可基準に適合しているものとして、施設の設置を許可する見込みと聞いております。議第4359号についての説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【岸井議長】**

ただいま平塚市から議第 4359 号議案の説明がございました。何か御質問、御意見等があれば、御発言をお願いいたします。特によろしいでしょうか。

特に御質問、御意見が出ないようでございます。それでは採決に入りたいと思います。議第 4359 号議案を議案どおり可決してよろしいでしょうか。

**(「異議なし」の声あり)**

**【岸井議長】**

ありがとうございます。それでは、議第 4359 号議案は、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議第 4360 号議案に移ります。議第 4360 号議案は、建築基準法の規定により、特定行政庁である神奈川県が当審議会の議を経るために付議されたものでございます。それでは、幹事から説明をお願いいたします。

**【依田幹事】**

神奈川県県土整備局建築指導課長の依田でございます。議第 4360 号寒川町における「建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定」について、御説明いたします。お手元の議案書は、29、30 ページ、図面集は 3 ページ、5 ページとなりますが、引き続きスクリーンに沿って御説明をさせていただきます。

最初に、本案件の「法令上の位置づけ」についてです。本件は、建築基準法第 51 条に基づく許可を特定行政庁である神奈川県が行うに当たり、本審議会にお諮りするものです。

申請の概要でございますが、申請者はキンビバレッジ株式会社湘南工場、工場長中川学、申請地は高座郡寒川町倉見 1620 の 1 ほかでございます。用途地域は工業地域、主要用途は工場・産業廃棄物処理施設、許可対象は、既存の汚泥の脱水施設でございます。申請理由は、当該工場は、現在、飲料水製造工程で生ずる水を処理する際に発生するバイオガスを、場内の熱源として利用しておりますが、今回新たに自社の他工場から廃棄飲料水を受け入れ処理するために、既存の汚泥の脱水施設を、産業廃棄物処理施設に位置づける必要があることから、許可を得ようというものです。

次に、建築基準法第 51 条の規定の内容です。先ほどの平塚市の案件の説明の繰り返しとなりますが、「都市計画区域内においては、政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が県の都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がない

と認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内で新築などをする場合においては、この限りでない」とされています。そこで、このただし書の政令に定める処理施設及び政令で定める規模について、今回計画との関連について御説明いたします。

まず、「政令で定める処理施設」についてですが、「廃棄物処理法施行令」に定める汚泥の脱水施設で処理能力が1日当たり10立方メートル以上の施設が対象となります。今回の対象施設の処理能力は、1日当たり240立方メートルですので、許可の対象となります。なお、当該施設は、これまでは当該工場内で生じた廃棄物のみを処理していることから、産業廃棄物処理施設に該当しないとされていますが、今回、自社の他の工場から出る廃棄物を受け入れ、処理を行う計画としていることから、建築基準法第51条の対象となる産業廃棄物処理施設に該当することとなります。

次に、「政令で定める規模」についてですが、工業地域に立地する汚泥の脱水施設で、その処理能力が1日当たり30立方メートルを超える施設が同条の対象となります。対象施設の処理能力は、1日当たり240立方メートルとこの規定の値を上回っていることから、本施設は、建築基準法第51条に基づき、位置の制限を受けることとなります。よって、本案件については、都市計画で敷地の位置を決定しておらず、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、許可手続が必要とされているものです。

次に、今回の計画内容及びその内容が都市計画上支障のない計画となっていることについて、画面にお示ししている5項目で御説明いたします。まず、本案件の敷地の「位置」についてです。計画地のある寒川町は、桃色の着色の箇所でございます。拡大図の赤丸が計画施設の敷地の位置となります。寒川町を中心とした赤枠の区域を拡大いたします。画面中央に対象施設がある寒川町、近隣の市町は、北が海老名市、東が藤沢市、南が茅ヶ崎市、西に平塚市、伊勢原市及び厚木市がございまして、寒川町の西側に相模川が位置しております。

交通施設につきましては、鉄道はJR東海道新幹線とJR相模線、道路につきましては、自動車専用道路の東名高速道路、小田原厚木道路、さがみ縦貫道路とその出入口である海老名インターチェンジと寒川北インターチェンジがございまして、さらに、相模川の西の南北方向に国道129号、相模川の東の南北方向に都市計画道路柳島寒川線がございまして、官公庁施設として、寒川町役場が画面の下の方に位置してございます。

図の赤で着色した箇所が、今回お諮りする計画施設の位置でございます。赤い四角で囲んだ区域を拡大します。改めて敷地の位置でございます。赤枠で囲った部分が今回お諮りする計画施設の「位置」でございます。敷地の周囲はすべて町道に接しており、南が倉見61号線、南東が倉見62号線、東が倉見29号線、北が倉見36号線、西が倉見83号線にそれぞれ接してござい

す。

敷地の面積は、約 8 万 5000 平方メートル、計画地は工業地域に位置しており、建ぺい率 60%、容積率 200%が指定されております。また、計画地及び計画地の北側は、青色でお示しした工業地域、西、東及び南側は、黄色でお示していますが、第一種住居地域となっております。

次に、敷地内における施設の「配置」について御説明いたします。敷地を赤枠でお示ししております。黄色で着色した部分は、建築物及び污水处理施設などとなっております。許可の対象の汚泥の脱水施設は青でお示した位置でございます。敷地境界線からの距離は、北側で約 80 メートル、西側の住居系の用途地域まで約 88 メートルとなっております。

次に、「緑化」についてです。緑色の部分が緑地でございます。敷地の周囲は、現況で高木や中木が連続して設けられており、敷地の周囲からの修景及び敷地外との遮断に配慮されております。なお、当該工場の緑地率は約 11% となっております。「工場立地法」及び「神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針」で求める 15%以上となっておりますが、本施設は同法及び同指針の施行以前に建築された工場であるため、今後、施設の更新等に合わせて緑地を増やしていくことで、寒川町及び県の所管課と協議が整っていると聞いております。

次に、「排水」です。当該地は公共下水道が整備されており、生活排水は公共下水道に接続し、事業系の汚水は、場内の施設で水質を浄化した後、敷地西側にある雨水幹線に接続して放流しております。なお、水質については、最終放流口に計測器を設け、24 時間監視をしております。

続いて、交通関係で「搬出入計画」について御説明いたします。まず「経路」についてです。他の工場からの搬入車両は、東名高速道路やさがみ縦貫道路から都市計画道路柳島寒川線を経て、町道倉見 61 号線沿いにある搬入口から敷地内に入場し、退場は別に設けられた搬出口から行います。なお、搬出経路は搬入経路と同じであり、車両の搬出及び搬入時間は 6 時から 19 時までとしています。

続きまして、「交通量」についてです。まずは搬出・搬入車両による交通量の増加についてです。計画では、1 日搬入・搬出とも 1 台ずつとしておりますが、今回の対象施設の処理能力を最大限に使い、フル稼働した場合を想定いたしまして、想定増加台数を考察いたしました。その結果、汚泥の脱水施設の処理能力から、最大 10 トン車で 1 日当たり搬出・搬入合わせて 28 台となります。ちょうど倉見 61 号線の現況の交通量が約 2,100 台ですので、今回の計画による想定増加台数 28 台は、現況の交通量に対して 1.3%の増加となります。

次に、経路となる町道の「交通量負荷」についてです。経路の町道倉見 61 号線は、道路構造令に規定する第 4 種第 3 級の道路に区分されております。

第4種第3級の計画交通量は、1日当たり500台以上4,000台未満とされています。現況交通量を1日当たりに換算いたしますと、約2,930台となりますが、これに今回の計画による想定増加台数28台を加算すると、約2,960台となり、当該道路の計画交通量の範囲内となっております。

次に、「生活環境への影響」についてです。対象施設については、「廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可の手續が並行して進められていますが、この中で生活環境影響調査が行われておりますので、その内容について御説明いたします。具体的には、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準等の項目で行われております。なお、本案件は新たな建築行為や機器の更新はないことから、現状の施設で実測した値と比較しております。

調査項目につきましては、「施設の稼働」による影響として、「騒音」「振動」施設からの悪臭の漏えいによる影響として「悪臭」、施設排水の排出として「水質汚濁」を実施しております。なお、「廃棄物運搬車両の走行」による影響については、1日当たりの廃棄物の搬出の運搬車両台数が2台であり、影響が少ないとして本調査の対象とされておられません。

まず、初めに、「施設の稼働」による影響の①騒音についてです。図は敷地北側の汚泥の脱水施設周辺をお示したもので、測定地点は対象施設から住居系地域に最も近い西側の敷地境界線上としております。県条例で定める規制基準値は55デシベルですが、実測値は49デシベルとなっており、規制基準値を下回っております。次に②振動です。測定地点は、先ほどの騒音と同じ位置としております。県条例で定める規制基準値は60デシベルですが、実測値は29.4デシベルとなっており、規制基準値を下回っております。次に、③悪臭です。測定地点は先ほどの騒音、振動と同じとし、悪臭防止法に基づき県が定めた規制基準値は、敷地境界線上で臭気指数10以下であることに對し、実測値は臭気指数10未満となっており、規制基準値を下回っております。次に、施設排水の排出の④水質についてです。排水の水質は、敷地西側の最終放流口において、測定を行っております。測定対象物は、水素イオン濃度のほか、表にお示したとおりであり、実測値は、いずれも条例で定める基準を満たしております。

続きまして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る手續の状況について御説明いたします。本案件につきましては、事業者から、同法を所管する県の湘南地域県政総合センターへ「事業予定計画書」が提出されており、同センターから当該計画について、許可相当であると回答しており、これを受け、事業者は現在、「産業廃棄物処理施設設置許可申請」の手續を進めていると聞いております。

最後に、「寒川町の意見」についてでございます。本案件につきまして、寒川町長あてに平成28年11月30日付けで計画施設の設置について意見を求めたところ、町からは平成28年12月19日付けで支障ない旨の回答をいただい

ております。

議第 4360 号についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

**【岸井議長】**

ただいま幹事から議第 4360 号議案の説明がございました。何か御質問、御  
意見等があれば、御発言をお願いいたします。

**【高見沢委員】**

自社の他工場から廃棄する飲料水を受け入れて処理するというのは、受け  
入れるのが飲料水で、汚泥となっているのは、もともとあるのが汚泥なのか、  
何をどう処理して、今なぜ議論しているかというのがはっきり分かりません  
でした。もしかすると汚泥という言い方が、実は汚泥ではなくて物質として  
は違うものであるのか、普通の者でもわかるような言葉で説明していただ  
けるでしょうか。

**【依田幹事】**

お答えいたします。この汚泥の内容でございますが、食品工場から出る排  
水には、実は有機物等が多く含まれておりまして、そのまま河川等に放流す  
ると、水質の悪化や汚染を引き起こす可能性もございます。そのため、この  
ような工場内の処理施設で排水中に含まれる物質を微生物により分解して、  
水を浄化するという手法がとられております。

この浄化の過程で、微生物を使うわけですが、微生物が集まって沈殿し、  
これが先ほどから御説明させていただいている、いわゆる汚泥というものにな  
ります。この汚泥というものが植物の栄養となる窒素やリンとともに重金  
属の有害物質を含むため、これを廃棄物として処理するというものでござい  
ます。

**【高見沢委員】**

他工場から持ってくるのは飲料水と書いてあるので、もともと飲料水を処  
理しなくてはいけないのは、工場の中でもともとあって、それを処理するた  
めに水を持ってくると、これにひっかかるということなんでしょうか。

**【依田幹事】**

お答えいたします。実は、この工場で製造されている製品というのは、キ  
リンビバレッジという名前の中でお出ししますけれども、いわゆる午後の紅  
茶とか、生茶、ミルクコーヒー等の製品を現在製造しております。単なる水  
ではなく、このような製品となったミルクコーヒー等を処理する過程で、既

存の施設を使ってやる必要があるということで、今回この処理施設を利用するというものでございます。

**【高見沢委員】**

飲料水を受け入れると書いてあって、この飲料水というのが午後の紅茶なのか、飲料水はあくまで水であって、元々処理しているのは、この敷地の中にある午後の紅茶なのか、その辺が分からないものですから、もう一度回答をお願いいたします。

**【依田幹事】**

この工場で製造して出荷したものが、また改めてこの工場に戻ってくるといいますので、持ち込まれる飲料水というのは、午後の紅茶とかミルクコーヒーとか、そのような製品ということになります。ですから、この工場でもともとつくられている製品がまた戻ってくると御理解いただければと思います。

**【高見沢委員】**

飲料水というと、水道の水が飲料水かと思ったのですが、午後の紅茶も飲料水ととらえて、飲料水と書いているということですか。

**【依田幹事】**

この工場から出荷される午後の紅茶や生茶などの製品が、また戻ってくる、それを飲料水ということ表現しております。

**【高見沢委員】**

自社の他工場から持ってくると書いてあるので、自社でつくった午後の紅茶が戻ってくるとは書いていないのですが、その辺がちょっとわからなくて済みませんけれども。

**【依田幹事】**

失礼しました。流れを御説明させていただきます。この工場から出荷された製品というのは、全国の物流拠点や工場等に配送されると聞いております。その中でまた不要となったものについて、この湘南工場に持ってくるという流れができていますと聞いております。

**【高見沢委員】**

物をつくっているという意味での工場ではなくて、正確に言うと、倉庫にしまっていたものが要らなくなったので、捨てるために戻ってくるという

ことと、飲料水というのは、普通は水道をひねって出てくるような飲料水と勘違いしたのですけれども、午後の紅茶も飲料水と言っているということでよろしいですね。

【依田幹事】

はい。そのとおりでございます。

【高見沢委員】

ありがとうございました。

【岸井議長】

他にはいかがでしょうか。

【茅野委員】

環境調査という画面が先ほどあったのですが、その画面は出せますか。生活環境調査の中の工場の敷地があって、位置関係の地図がいいのですが。その中で、住居系地域というのが左と右と両方あるのですが、左側で測定をして調査したということでした。右側の住居系地域で測定をせず、なぜ左だったのか、右はしていないのか、その点を教えていただければと思います。

【依田幹事】

この脱水施設の距離で、西側の住居系地域まで約 88 メートル、東側が約 120 メートル強ある位置にございます。今回の調査につきましては、最短の距離のところまで調査をすることで周辺への影響というものが基本的にはクリアできるという中で、1か所で行っていると伺っております。

【茅野委員】

そうすると、右側の住居系地域については一切していないということですね。

【依田幹事】

はい。

【茅野委員】

それで、この環境調査については、基準としてはクリアしているということでもよろしいですね。

【依田幹事】

そのように伺っております。

**【茅野委員】**

確認の意味で質問いたしました。

**【岸井議長】**

他にはいかがでしょうか。

**【福田委員】**

この処理施設の制度上の要件は満たしているということは理解したのですが、この工場の周辺側の第一種住居地域ということで、住んでおられる方も結構いると思います。今回、外からの搬入で10トントラックが30台近く、6時から19時の間に増えるということで、大型車がかなり出入りをするようになると思います。今回の制度とは関係ないのですが、地図を見ますと、子供の広場などが近くにあるようなので、周りの安全面、特に小さな子供への影響なども気になるところです。そのあたりはいかがでしょう。

**【依田幹事】**

お答えいたします。こちらの真ん中が今回の対象施設の位置になりますが、対象施設の南側に町立の旭小学校というものがございます。今、お話しされた周辺の子供たちへの安全配慮ということにつきましては、この小学校への通学路が町道倉見61号線を横断して1か所、2か所、また、この都計道の3か所を伝って南側の別の町道へ行って、小学校へ行くという流れができていと伺っています。

今回の計画につきましても、寒川町と事業者で調整した結果、この町道倉見61号線については両側歩道がついている状況にあり、この横断歩道のところはそのような標識を設置するとともに、この工場に入る車両の運転手全員に、この道路での安全確保については教育しているということで、そのようなソフト対策もあわせて行っているということです。

そのようなことをもって、今回の計画について、これまでどおり安全対策をとるということで支障はないということ、町からお聞きしております。以上です。

**【岸井議長】**

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

私からも1つ、最初の御質問で一体どのようなことをやっているのかというお話がありましたが、そもそも汚泥の脱水施設なるものは、どのようなものなのか。

**【依田幹事】**

汚泥の脱水施設というのは、この水を処理する過程の中で汚水を微生物で処理するということになります。微生物を使って処理をする過程の中で出てくる微生物が、汚泥というものになります。この汚泥を搬出して処理するという事です。これを処理するに当たって脱水をする施設ということで設けられているものでございます。

**【岸井議長】**

それは承知しているのですが、そもそも脱水施設とはどのように脱水をする施設なのかということです。

**【依田幹事】**

脱水の方法についてお答えいたします。この脱水の方法につきましては、幾つか方法があると伺っています。この工場に設置されている脱水機というのは、直径1メートル強の円筒状のものがあるのですが、その中にスクリーンが入っています。このスクリーンが、入口付近は小さくて奥に行くと大きくなるというたぐいのもので、手前から水を多く含んだ材料を入れると、だんだん奥に行くに従って容積が小さくなりますので、その段階で脱水が図られるという仕組みのものと聞いております。

**【岸井議長】**

絞るようなものですね。今のような施設を産業廃棄物の処理施設として指定をすると、他の工場からの廃棄物を受け入れて処理ができるということですが、汚泥は最終的にはどうされるのですか。

**【依田幹事】**

この汚泥につきましては、2つ搬出先がございます。1つは焼却するという事で、契約先としては千葉にある事業所に搬出していると聞いています。もう一つは、先ほどお話ししましたが、汚泥に有機物を含んでいるということで、肥料の原料になるということです。この事業所では、2か所と契約して肥料の原料として搬出するという事で、この工場からは都合3か所に汚泥が搬出されているという状況でございます。

**【岸井議長】**

この汚泥の脱水施設は、中間処理施設になっているという理解でよろしいですか。

【依田幹事】

はい。

【岸井議長】

今のような工程をとったときに、この施設以外のものについては産業廃棄物処理施設としての位置の指定をしなくても大丈夫ですか。例えば、水質を処理する施設、あるいは運んできたときに何か出てくる残物があるとか、そのようなものは特にないという理解でよろしいですか。

【依田幹事】

廃掃法の手続、廃棄物処理手続の中で、今、産業廃棄物として捉えているのは、今回の汚泥施設になります。なお、今お話しいただいた搬入したもので何かないかという面では、ペットボトルとして入ってきまして、それを破碎して処理するという過程がございますが、今回の場合、廃プラスチック自体は産業廃棄物に該当する項目ではあるのですけれども、処理量が小さいということで、今回の対象にはなっていないと聞いております。以上です。

【岸井議長】

他には御質問、御意見はございませんか。出尽くしたということでよろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。議第 4360 号議案を原案どおり可決してよろしいでしょうか。

**(「異議なし」の声あり)**

【岸井議長】

ありがとうございます。それでは、議第 4360 号議案は、原案どおり可決いたしました。

以上で本日の審議会を閉会といたします。事務局から事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

**<閉会>**

【両角書記】

本日はどうもありがとうございました。次回の第 232 回審議会につきましては、現在のところ開催時期は未定でございます。日程につきましては、決まり次第お知らせいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして終了とさせていただきます。皆様、本日はど

うもありがとうございました。